

坂 東 市

障害者計画 及び

第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

概要版



令和6年3月

1 計画の概要



1. 計画策定の背景・趣旨

本市では、平成18年度に「坂東市障害者計画及び障害福祉計画」を一体的に策定し、障がいのある人の「ノーマライゼーション」と「完全参加」を基本理念に、保健・医療・福祉、教育、雇用、住まい、まちづくり等幅広い分野にわたる障がい者施策に対し積極的に取り組んできました。

近年、社会全体の高齢化や核家族化が進むとともに、障がいのある人の増加と高齢化、障がいの重度化が見られ、それに伴って障がい福祉のニーズは多様化、複雑化している傾向にあり、障がい福祉のニーズだけでなく、障がいのある人やその世帯の中で、介護や生活困窮など他の生活課題を抱えているケースも多くなっています。

これらのことを踏まえ、本市では、令和6年度から令和11年度までを計画期間とする「障害者計画」及び令和6年度から令和8年度までを計画期間とする「第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」を策定しました。

2. 計画の位置付け

① 障害者計画

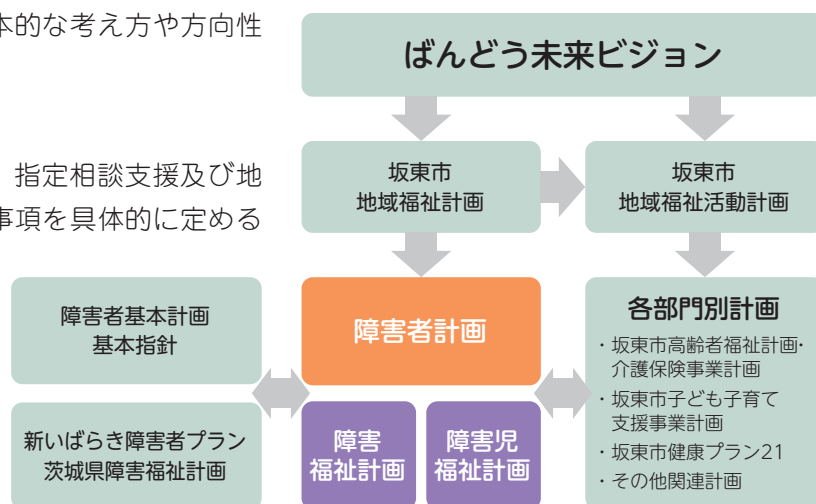
障害者計画は、障がい者施策に関する基本的な考え方や方向性を明らかにする基本的な計画です。

② 障害福祉計画

障害福祉計画は、指定障害福祉サービス、指定相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する事項を具体的に定めるものです。

③ 障害児福祉計画

障害児福祉計画は、障害児相談支援サービス、障害児通所支援サービスの提供体制の確保に関する事項を具体的に定めるものです。



これらの計画の策定に当たっては、国の基本指針や新しいばらき障害者プラン、本市における各種上位計画及び関連計画等との整合性を図るものとします。

3. 計画期間

障害者計画の計画期間は、令和6年度から令和11年度までの6か年であり、今回は国の指針に基づく見直しを行っています。

また、第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画は、両計画とも令和6年度から令和8年度までの3か年とし、令和8年度に見直しを行うこととします。

さらに、令和11年度には、各計画の計画年度が終了することから、令和11年度中にこれらの計画の全面改定を行うものとします。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
障害者計画			障害者計画					
第6期障害福祉計画			第7期障害福祉計画			第8期障害福祉計画		
第2期障害児福祉計画			第3期障害児福祉計画			第4期障害児福祉計画		

2 計画の基本理念



障害者基本法の第1条では、「障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」という理念が掲げられています。この理念のもと、国では障がい者施策の充実を図ってきました。

本市においても、「ノーマライゼーション」と「完全参加」を基本理念とし、障がいのある人もない人も、だれもが互いの人権や個性を尊重し支え合い、また、障がいのある人が地域の一員として地域で活躍できる社会の実現を目指し、障がい者施策を推進してきました。今後も、この理念を継承し、全ての市民の理解や協力を得ながら、障がいの有無等を問わず、「だれもが安心して笑顔で暮らせるまちづくり」を目指します。

【目指すべき将来像】

だれもが安心して笑顔で暮らせるまちづくり

【基本理念】

ノーマライゼーション

ノーマライゼーションとは、障がいのある人もない人も区別されることなく、同じ条件で生活できる社会の実現を目指す考え方のことをいいます。

このような社会を実現するために、市民の意識改革を進めるとともに、ハード・ソフトの両面から、障がいのある人の生活環境の改善に向けた施策を進めていくことが必要です。



完全参加

完全参加とは、全ての障がいのある人がそれぞれ住んでいる地域において、地域社会に参加すること、また、その地域社会の発展やまちづくりに参加することをいいます。

そのため、全ての市民が、障がいの有無を越えて交流の輪を広げ、ともに地域の一員として協働しながら、地域社会を構築していくことが重要です。

計画見直しのポイント

福祉施設入所者の地域生活への移行、継続の支援

1

障がい者等の自立支援の観点から、施設入所から地域生活を希望した者が、地域での自立した暮らしを実現できるよう、移行の支援、継続の支援、就労支援など、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するための取組を記載しました。

障がい児のサービス提供体制の計画的な構築

2

障害児通所支援等における障がい児及びその家族に対する支援について、障害種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるように、地域における支援体制の整備に関する取組を記載しました。

福祉サービスの拡充

3

障がい者数の増加、高齢化等に伴う障がいの重度化、地域生活支援・自立支援の拡充等を踏まえ、福祉サービスの量の増加を見込み、サービスの確保の方策を記載しました。

坂東市地域自立支援協議会の活性化

4

上記のような取組を推進していくに当たり、障害福祉事業者、保健・医療関係者、教育関係者、雇用・企業関係者、障がい者団体、学識経験者で構成される坂東市地域自立支援協議会による情報共有や協議の機会を増やし、諸課題の解決に取り組むことを記載しました。

3 障害者計画の施策体系



施策の方向1 障害福祉サービス等の充実

①相談支援の充実	・総合的な相談支援を提供する体制整備の推進、身近な地域で相談支援を受けられる体制の構築 ・相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置、相談支援の指導的な役割を担う主任相談支援専門員配置の検討 ・障害福祉分野だけでない複合的な課題を持った人や家族が必要な支援を受けられるよう、他の福祉分野の支援内容や担当者情報の整理
②障害福祉サービス等の基盤整備	・坂東市地域自立支援協議会において、地域全体のサービス提供体制の整備に関する協議と方向性の共有 ・障がいのある人のニーズを適切に把握し、様々な事業主体と連携して、市内で不足するサービスの提供体制の構築
③地域生活の支援	・地域活動支援センター事業、日中一時支援事業、相談支援事業等の地域生活支援の充実
④地域における障がい者福祉の推進	・高齢化や障がいの重度化への対応の充実を図るため、地域生活支援拠点等の整備 ・親が亡くなると孤立してしまう人について、事前に関係者で対応方針を協議、共有 ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ・地域での暮らしを継続できるよう、既存のサービスの提供と併せて、日中サービス支援型共同生活援助等の新たなサービス導入の検討
⑤障害福祉サービス等の質の向上	・障害福祉サービス等の利用者のニーズに応じた良質なサービスを選択できるよう障害福祉サービス等に関する情報提供を推進 ・各種障害福祉サービス等に関する専門的な技術や知識を有する人材の育成・確保の推進 ・障害福祉サービス等の利用状況の把握、障がいのある人に適切なサービスが提供されているかの検証、適正な運営を行う事業者の確保

施策の方向2 障がいのある子どもへの支援の充実

①障害児相談支援の充実	・障がいのある子どもやその家族が、乳幼児期から学校卒業まで一貫して、地域の身近な場所で支援を受けられる体制の構築 ・通所サービスの利用計画の作成や、支給決定後のサービス事業者等との連絡調整などの支援
②障害児通所支援事業の充実	・障がいのある子どものニーズに合わせた各種サービスの提供 ・身近な地域での支援の充実を図るため、通所支援施設の整備促進 ・インクルージョン*を推進するため、保育所等訪問支援を提供する事業所の確保と利用の促進
③重症心身障害児等支援の充実	・重症心身障害児や医療的ケアに対する各種サービス等の充実、保健・医療・福祉及び教育分野等の連携促進 ・児童発達支援センター等の専門的機能の強化 ・坂東市地域自立支援協議会による支援の在り方の検討
④障がいのある子どもへの支援体制の整備	・保健・医療・福祉、教育分野等の連携による早期からの教育相談、支援体制の充実 ・保健・医療・福祉、教育、就労分野等の連携による就学前から卒業、就労までの切れ目ない指導、支援 ・サービス等の円滑な提供のための各種障害福祉サービス等に関する専門的な技術や知識を有する人材の育成・確保の推進

* インクルージョン:「包含、包み込む」ことを意味する言葉。教育や福祉の領域においては、「障がいがあっても孤立することなく同じ社会の構成員として包み支えあう」という考え方のこと。

施策の方向3 保健・医療の推進

①精神保健・医療の適切な提供等	・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ・精神障がい者への適切な医療提供体制の確立、相談機能の充実、入院中の精神障がい者の社会的入院の解消、地域への移行 ・地域移行支援や地域定着支援等の適切な提供 ・精神障がい者の地域移行を担う精神科医、看護職員、精神保健福祉士、公認心理師等との連携体制の構築 ・強度行動障がいや高次脳機能障がいに対して適切な支援ができるよう人材育成
②難病等に関する保健・医療施策の推進	・地域で生活する難病患者の日常生活における相談・支援、地域交流活動の促進 ・難病患者やその家族の経済的な負担軽減のため難病患者福祉手当の支給
③障がいの原因となる疾病等の予防・早期発見	・乳幼児健診の受診率向上や健診内容の充実 ・保育・子育て関連課や児童発達支援センターとの連携強化 ・療育に知見と経験を有する医療・福祉の専門職の確保
④保健・医療の充実	・関連機関等の職員の資質の向上、地域の保健・医療・福祉事業従事者間の連携 ・定期的な歯科検診や歯科健康教育の実施 ・自立支援医療等の助成制度の周知及び利用促進

施策の方向4 ライフステージに合わせた自立支援の充実

①障がいのある子どもの学びと成長環境の整備	・障がいの有無に関わらず共に教育を受けられるための教育的支援 ・子どもの障がいの状態や教育的ニーズに応じた柔軟な学びの場の充実 ・一人一人の状況を踏まえた自立と社会参加ができるよう支援体制の充実 ・学校施設のバリアフリー化等の基礎的な環境の整備
②雇用機会の拡大	・ハローワーク等の地域の関係機関との密接な連携による職場実習の推進、トライアル雇用制度の活用、雇用後の職場定着支援までの一貫した支援 ・民間企業に対する障がいのある人の雇用への理解と認識を深めるための啓発活動の推進、各種助成金制度の周知広報 ・在宅勤務支援の相談窓口の設置や、フレックスタイム制の導入の出前講座の開催 ・坂東市地域自立支援協議会における地域での採用情報等の情報収集や共有化
③福祉的就労の推進	・将来就労を希望する人や、一般就労が難しい人に対する就労機会や就労訓練の機会を提供、福祉的就労の場の確保 ・障がいのある人が制作した製品（授産製品）の販売機会の充実、企業等からの受注や販路拡大の促進 ・農福連携が進むよう農業者等の理解促進 ・障害者就労施設等の提供する物品・サービスの優先購入（調達）
④就労を望む障がいのある人の能力向上	・ポリテクセンター茨城における職業訓練に関する情報提供の推進
⑤就労の定着支援	・就労している障がいのある人への相談支援等の充実、職場定着の促進 ・障がい者職業カウンセラー養成講習等の研修等の受講促進、職業リハビリテーションに従事する専門職員の確保 ・茨城障害職業センターとの連携による就労した障がいのある人への支援の充実、職場適応と定着の促進
⑥障がいのある人やその家族の経済的負担の軽減	・年金や諸手当、各種支給、各種税制上の優遇措置の運用 ・障害年金制度の周知による受給資格を有する障がいのある人の障害年金の確実な受給促進 ・特別児童扶養手当、障害児福祉手当、在宅障害児福祉手当の支給、重度心身障害者医療福祉費等による障がいのある子どもの家族の経済的な負担の軽減

施策の方向5 安全安心な生活環境の整備

①障がいのある人が暮らしやすい生活環境の整備	・各種施設や歩道のバリアフリー化やユニバーサルデザイン化の推進 ・福祉・医療施設等の立地促進に関する支援策等を踏まえた都市基盤整備の推進 ・在宅の障がい者のコミュニティ（サークル）づくりの支援
②移動しやすい環境の整備	・コミュニティバス「坂東号」や、デマンドタクシー「らくらく」の運行 ・公共交通機関の料金の割引制度等の周知、利用促進
③防災対策の推進	・避難行動要支援者名簿への登録促進 ・福祉専門職と障がい者本人や家族、地域住民と行政担当が連携した避難の支援計画づくりの推進 ・福祉事業所等へのハザードマップの配布 ・専門家チームによる保健・医療・福祉サービスの提供、保健・医療・福祉相談窓口の開設ができるよう関係機関との調整
④防犯対策の推進	・警察と障がい者団体・福祉施設・行政等との連携促進、犯罪被害の防止と早期発見 ・消費生活センターを中心とした消費者相談の実施、情報提供、消費生活トラブルに関する啓発活動

施策の方向6 文化芸術活動・スポーツ等の振興

①文化芸術活動の充実に向けた環境の整備	・自主的な活動や社会参加に対するニーズの把握、地域活動への参加促進 ・障がいのある人となない人が地域で共に学ぶ機会の拡充 ・文化芸術活動に対する支援等による地域で活躍できる環境づくり ・障がいのある人が利用できる施設等のPR、多様な活動への参加促進
②スポーツ・レクリエーションに親しめる環境の整備	・スポーツ・レクリエーション活動に係る公共施設のバリアフリー化等の推進 ・各種スポーツ・レクリエーション活動に関する情報発信、より多くの障がいのある人の参加促進 ・障がい者スポーツに関する情報提供の推進、ユニバーサルスポーツの普及
③人材の確保	・スポーツ・レクリエーション活動や文化活動、学習活動等の指導が行える地域人材の活用

施策の方向7 障がいのある人への理解と配慮

①権利の擁護・差別解消の推進	・障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止、障がいのある人に対する合理的配慮に関する積極的な広報・啓発活動 ・成年後見制度の周知、権利擁護に関する相談、支援の充実
②虐待の防止	・既存組織のネットワークの更なる充実、虐待防止の早期発見 ・虐待情報を受けた場合の地域包括支援センター等の関係機関による迅速な対応
③行政等における配慮の推進	・研修等による障がいのある人に関する理解の促進、窓口等における配慮の徹底 ・投票設備の設置等による障がいのある人の投票環境の整備 ・障害福祉に関する市の考え方（方向性）の市民への周知
④障がいのある人に配慮した情報発信と意思疎通支援の推進	・市ホームページなどのユニバーサルデザイン化の推進 ・手話通訳者・要約筆記者の派遣、点訳・音声訳等を行うとともに、意思疎通支援を行う人材の育成

4 障害福祉計画・障害児福祉計画の事業概要



■ 指定障害福祉サービス（障害福祉計画における事業①）

1 指定相談支援

計画相談支援	障害福祉サービスを利用する前のサービス等利用計画案の作成や、モニタリングを行う等の支援を行います。
地域移行支援	施設入所者や入院患者等を対象に、地域における生活に移行するための支援を行います。
地域定着支援	一人暮らしの人等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

2 訪問系サービス

居宅介護（ホームヘルパー）	居宅で入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事の援助を行います。
重度訪問介護	重度の障がいがあり常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事等の介助や外出時の移動の補助等を行います。
同行援護	視覚障がいにより移動が著しく困難な人に、外出時に情報の提供や移動の補助等を行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な人に、行動時の介助や外出時の移動の補助等を行います。

3 日中活動系サービス（日常的支援・自立支援）

療養介護	医療の必要な障がいのある人で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をします。
生活介護	常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動等の機会を提供します。
短期入所	家で介護を行う人が病気等の場合、短期間、施設に入所できます。
自立訓練（機能訓練）	身体障がい者に対し、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、身体機能向上のために必要な訓練等を行います。
自立訓練（生活訓練）	知的障がい者・精神障がい者に対し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、生活能力向上のために必要な訓練等を行います。

4 日中活動系サービス（就労支援）

就労移行支援	就労を希望する人に、一定の期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力向上のための訓練を行います。
就労継続支援（A型）	通常の事業所で雇用されることが困難な障がいのある人を雇用し、生産活動等を通じて、その知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援（B型）	雇用に向け、より実践的な訓練を必要とする人や再度雇用の場に戻ることを希望する人への就労機会の提供や、その知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	就職した障がいのある人の就労が続くよう生活面での課題を解決するため、事業所や家族との連絡調整や支援を行います。

5 居住系サービス

施設入所支援	施設に入所する人に、入浴や排せつ、食事の介護等をします。
共同生活援助	地域で共同生活を営む人に、住居における相談や日常生活上の援助をします。
自立生活援助	施設に入所していた障がいのある人が、一人暮らしを始めた際に、定期的に訪問し、助言や連絡調整を行います。



■ 地域生活支援事業（障害福祉計画における事業②）

1 必須事業

相談支援事業	障がいのある人や保護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行うとともに、障がいのある人等の権利擁護のために必要な援助を行います。
成年後見人制度 利用支援事業	判断能力が不十分で、ある一定の要件に該当する人に対し、成年後見制度の利用を支援するための費用を助成します。
意思疎通支援事業	障がいのため意思疎通を図ることに支障のある人を支援するために、手話通訳や要約筆記等を行う人の派遣等を行います。
手話奉仕員養成 研修事業	手話表現技術を習得するための研修により、聴覚障がい者等との交流等を支援する手話奉仕員を養成します。
日常生活用具 給付等事業	障がいのある人等に対する自立生活支援用具等の給付や、点字図書の購入費用の給付、重度の障がいのある人に対する住宅改修工事費の給付等を行います。
移動支援事業 （個別支援事業）	屋外での移動が困難な障がいのある人が、社会生活上必要な外出や社会参加のために外出する際の移動を支援します。
地域活動支援センター 機能強化事業	医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進のための普及啓発等を行います。

2 任意事業

日中一時支援	障がいのある人等の家族の就労支援及び一時的な介護負担の軽減を図るために、障がいのある人の日中の活動の場を提供します。
訪問入浴サービス	入浴に介助を必要とする在宅の人の居宅を訪問し、浴槽を提供し入浴の介護及び身体の清拭を行います。
自動車運転免許取得・ 改造費補助事業	自動車運転免許の取得及び自動車の改造に必要な費用の一部を助成します。

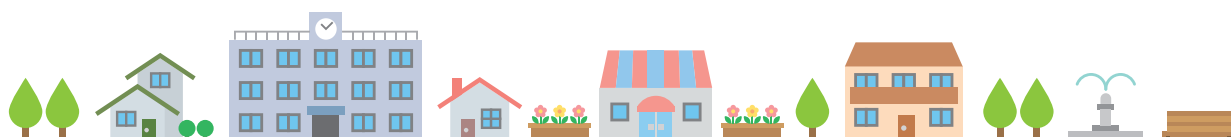
■ 児童福祉法に基づくサービス（障害児福祉計画における事業）

1 障害児相談支援

障害児相談支援	障害児通所支援の支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後にサービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行います。
---------	---

2 障害児通所支援サービス

児童発達支援	未就学の障がいのある子どもに対し、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を支援します。
医療型児童発達支援	肢体不自由のある子どもに医療型児童発達支援センター又は指定医療機関等に通わせ、児童発達支援及び治療を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
放課後等デイサービス	就学している障がいのある子どもに対し、生活能力の向上のために必要な訓練を実施するとともに、社会との交流の促進等を支援します。
居宅訪問型児童 発達支援	未就学の障がいのある子どもの居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を支援します。





**坂東市障害者計画 及び
第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画【概要版】**

令和6年3月発行

坂東市 保健福祉部 社会福祉課

〒306-0692 茨城県坂東市岩井4365番地 TEL 0297-35-2121 (代表)